

感 感 発 1212 第 1 号
令 和 6 年 12 月 12 日

各 { 都道府県 }
政 令 市 } 衛生主管部（局）長 殿
特 別 区 }

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課長
(公 印 省 略)

鳥インフルエンザ（H5N1）に関する積極的疫学調査の実施等について（依頼）

鳥インフルエンザ（H5N1）の発生の予防及びまん延の防止のために都道府県、保健所を設置する市及び特別区（以下「都道府県等」という。）におかれては、「国内の鳥類における鳥インフルエンザ（H5N1）発生時の調査等について」（平成18年12月27日（令和5年11月10日一部改正）付け健感発第1227003号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長通知）に基づき対応いただいているところです。

今般、世界における動物及びヒトの鳥インフルエンザ（H5N1）の発生状況等を踏まえ、鳥インフルエンザ（H5N1）患者の発生を早期に発見する観点から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第15条の規定に基づく鳥インフルエンザ（H5N1）に係る感染症の発生の状況、動向及び原因の調査（以下「積極的疫学調査」という。）及び検査の実施等について下記のとおり定めましたので、関係機関へ周知いただくとともに、その実施に遺漏なきようお願いいたします。本取扱については、今後の状況の変化に応じて、適宜見直しを行う可能性がある点にご留意ください。また、「鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査の実施等について」（平成18年11月22日（平成20年5月12日一部改正）付け健感発第1122001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）は本通知発出日をもって廃止することとします。

なお、下記については地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9に基づく技術的助言であることを申し添えます。また、別添の事務連絡を公益社団法人日本医師会、公益社団法人日本獣医師会宛てに発出しておりますことを申し添えます。

記

第1 目的

都道府県知事、保健所を設置する市の市長及び特別区長（以下「都道府県知事等」という。）が行う鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査の目的は、「感染症の発生を予防し、又は感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにする」こと（法第15条第1項）として、具体的には次に掲げる事項の達成を目的とするものであること。

- (1) 鳥インフルエンザ（H5N1）ウイルスの人への感染の早期発見と必要な公衆衛生対策の迅速な実施による感染拡大防止
- (2) 鳥インフルエンザ（H5N1）に感染した原因、感染経路又は感染した地域の特定
- (3) 鳥インフルエンザ（H5N1）の人に感染させるおそれの程度の評価
- (4) 収集した鳥インフルエンザ（H5N1）に関する情報の提供

第2 実施体制等

1 実施体制

都道府県等における鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査の実施体制は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 都道府県知事等は、積極的疫学調査を実施する職員に対して、感染防御のための十分な研修、訓練等を実施すること。また、積極的疫学調査を実施する職員について積極的疫学調査の従事に係る精神的なケアのための体制を構築するよう努めること。
- (2) 積極的疫学調査の実施に当たっては、個人防護具（防護服、帽子、手袋、N95マスク、ゴーグル）の着用等の十分な感染防御手段を講じること。
- (3) 都道府県知事等は、積極的疫学調査への従事後における職員の健康状態の確認をするとともに、鳥インフルエンザ（H5N1）に感染したおそれのある職員に対して、まん延防止のための必要な対応を行うこと。

2 平時からの準備

都道府県等においては、鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査の実施に関し、次に定めるところにより平時からの準備を進めること。

- (1) 積極的疫学調査を実施する職員をあらかじめ決定しておくこと。決定に当たっては、人数・構成について積極的疫学調査の円滑な実施に支障のないよう留意すること。
- (2) (1)の職員に対して、感染防御のための十分な研修、訓練等を実施すること。

- (3) 積極的疫学調査を実施する職員の二次感染を防止するために必要な物品を確保すること。
- (4) 鳥インフルエンザ(H5N1)の発生の予防及びまん延の防止に係る関係部局、関係機関の間で積極的疫学調査の開始、進行状況等についての情報を共有するための体制をあらかじめ構築するとともに、平時からの情報交換を密に行うよう努めること。
- (5) 鳥インフルエンザ(H5N1)の迅速な検査体制を確保するため、地方衛生研究所その他の関係機関との連携方法を明らかにしておくこと。

第3 積極的疫学調査の実施

1 用語の定義

第3において、次の(1)から(3)までに掲げる用語は、当該(1)から(3)までに定める意味とする。

(1) 患者

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」（平成18年3月8日健感発第0308001号）別紙第3の6（3）アからウまでに規定する者

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou11/01-02-07.html>

(2) 要観察例

38℃以上の発熱及び急性呼吸器症状があり、かつ、次のアからウまでのいずれかに該当する者

ア 10日以内にインフルエンザウイルス(H5N1)に感染している若しくはその疑いのある鳥類、乳牛(※1)若しくはその他哺乳類又はその死体と、適切な个人防护具の着用(※2)なく、直接接触又は2メートル以内に接近したことがある者(※3)

※1：乳牛にあつては、乳量低下、食欲減少がみられ、原因が特定されない場合を含む。

※2：防護服、帽子、手袋、N95マスク、ゴーグルを適切に着用していること(適切な着脱を含む)。

※3：農場従事者、食鳥処理場従事者、乳運搬業者、と畜場従事者、獣医師等が想定されるがこれに限らない。

イ アの鳥類、乳牛若しくはその他哺乳類の排泄物、未殺菌の乳、生肉又はその加工製品(未殺菌のものに限る。)に直接接触又は摂取した者

ウ 10日以内の患者との接触者(接触者の定義は、(3)参照)

(3) 接触者

ア 世帯内接触者

患者と同一住所に居住する者

イ 医療関係者等

患者の診察、処置、搬送等に、防護服、帽子、手袋、N95 マスク又はゴーグルの感染防御策なしに直接係わった医療関係者や搬送担当者

ウ 汚染物質の接触者

患者の体液（血液、唾液、喀痰、尿、便等）に、適切な個人防護具の着用なく接触のあった者。具体的にはマスク、手袋の着用等の感染防御策なしで患者検体を取り扱った検査従事者、マスク、手袋の着用等の感染防護策なしで患者の使用したトイレ、洗面所、寝具等の清掃を行った者等

エ 直接対面接触者

手で触れること、会話することが可能な2メートル以内の距離で、適切なマスクの着用や目の保護なく、患者と対面で会話等の接触のあった者

2 要観察例に係る積極的疫学調査

要観察例に係る積極的疫学調査は、次に定めるところにより、実施するものとする。

- (1) 医師等が要観察例を診察した場合には、最寄りの保健所に連絡し、検体採取や要観察例への聴取、行政検査による確定検査等その後の対応について相談すること。特に、職業、動物との接触歴、個人防護具の着用等の詳細を可能な限り聴取すること。また、検体の採取については、高病原性鳥インフルエンザ診断マニュアル（第3版）」（https://www.niid.go.jp/niid/images/lab-manual/avian_influenza_2003.pdf）に基づき実施すること。

保健所において、医師等から要観察例に関する情報が得られた場合には、当該医師等に対して当該要観察例に関して添付3を活用し聴取するとともに、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号。以下「施行規則」という。）第8条第2項の規定に基づき、採取した検体の提出を求め、厚生労働大臣（厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課）に連絡すること。なお、採取した検体が提出されない場合にあつては、法第16条の3又は法第26条の3の規定に基づき対応すること。

- (2) (1)により提出を受けた検体について、地方衛生研究所におけるPCR法による血清亜型H5遺伝子の検査の結果、血清亜型H5遺伝子が検出された場合には、都道府県知事等はその旨を法第15条第13項に基づき、厚生労働大臣に報告するとともに、3による患者に係る積極的疫学調査を開始すること。

なお、上記の血清亜型H5遺伝子が検出された旨の報告に当たっては、施行規則第9条第2項の規定に基づき、当該検体を厚生労働大臣及び国立感染症研究所に送付すること。なお、検体の提出がなされない場合には、法第15条第15項に

基づき検体提出を求める場合がある。

- (3) (1)により提出を受けた検体についてのPCR法による血清亜型H5遺伝子の検査の結果、血清亜型H5遺伝子が検出された場合には、当該保健所は、(1)の要観察例を診察した医師に対して、法第12条第1項の規定による届出（疑似症患者）を直ちに行うよう知らせるとともに、都道府県知事は当該届出の内容を法第12条第2項の規定に基づき電磁的方法により厚生労働大臣に報告すること。

3 患者に係る積極的疫学調査

患者に係る積極的疫学調査は、次に定めるところにより、実施するものとする。

- (1) 法第12条第1項の規定による医師の届出があった場合には、都道府県知事等は、患者に係る積極的疫学調査を開始すること。
- (2) 都道府県知事等は、患者に係る積極的疫学調査として、次に定めるところにより、鳥インフルエンザ（H5N1）患者及びその接触者に対して質問又は調査を実施すること。

ア 患者に対する質問又は調査

患者に対する質問又は調査は、添付3を活用し、次に掲げる事項について実施すること。

- ① 氏名、年齢、性別、職業、住所、保護者の氏名及び住所その他の患者を特定する情報。
- ② 当該患者の症状、現病歴、治療方法、治療経過及び検査結果
- ③ 初診年月日、病原体に感染したと推定される年月日又は発病したと推定される年月日、診断年月日
- ④ 病原体に感染した原因、感染経路、病原体に感染した地域又はこれらとして推定されるもの
- ⑤ 医師の住所（病院又は診療所で診療に従事している医師にあっては、当該病院又は診療所の名称及び所在地）及び氏名

併せて、都道府県知事等は、患者の行動及びその間の接触者についての質問又は調査を実施すること。

イ 接触者に対する質問又は調査

接触者に対する質問又は調査は、患者が発病したと推定される日の1日前から患者と確定するまでの間に接触した者のうち、都道府県知事等において把握可能な者に対して、可能な限り速やかに実施すること。

また、接触者に対する質問又は調査は、添付1を活用し、次に掲げる事項についての質問又は調査を行うとともに、患者と最後に接触した日から10日が経過する日までの間、38℃以上の発熱及び急性呼吸器症状の出現の有無について確認すること。なお、症状が発生した場合にあっては、要観察例に相

当することから、その後は第3の2に基づき対応すること。また、質問又は調査を行う際は、調査者と被調査者は別室で、携帯電話等情報機器等を活用することで調査者が直接対面での会話等を避ける工夫をすること。

- ① 接触者の氏名、年齢、性別、住所、連絡先その他の接触者を特定する情報
- ② 患者との接触状況及び健康状態

4 他の都道府県等、国等との適切な情報共有

都道府県知事等は、第3による積極的疫学調査に伴い得られる情報の重要性にかんがみ、調査の過程においても、鳥インフルエンザ（H5N1）の発生の状況、動向を含む調査結果について他の都道府県知事等との間で共有するとともに、法第15条第13項の規定に基づき、厚生労働大臣に対して報告を行うこと。特に、鳥インフルエンザ（H5N1）の人から人への感染の拡大が懸念される場合には、情報の確定を待たずに、直ちに厚生労働大臣等との連携を図ること。

また、患者が都道府県等の区域を越えて発生し、又は発生するおそれがある場合には、厚生労働大臣は、法第63条の2第1項の規定に基づき、第3による積極的疫学調査の実施について必要な指示を行うこととなること。

第4 接触者等に対する情報提供等

都道府県知事等は、接触者、鳥インフルエンザ（H5N1）の感染が疑われる者等に対して、鳥インフルエンザ（H5N1）の発生の状況、動向及び原因に関する適切な情報発信を行うとともに、マスクの着用、最寄りの保健所等への相談、医療機関での受診等についての必要な情報提供を行うこと。また、都道府県知事等は、法第16条を踏まえ、収集した感染症に関する情報について適切に情報公開を行うこと。

第5 その他

都道府県知事等は、第3による積極的疫学調査の実施に当たり、別添の「接触者調査票」（添付1）、「接触者に係る体温記録用紙」（添付2）、「患者調査票」（添付3）及び「行動調査票」（添付4）を活用することが可能であること。